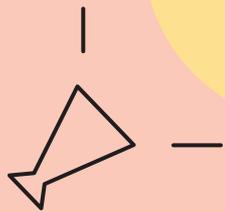


子育て マップ



妊娠・出産

- ・妊産婦の健康診査 p.92
- ・妊産婦保健指導 p.95

発育・健康

- ・乳幼児の健康診査 p.93
- ・予防接種 p.94
- ・乳幼児保健指導 p.95
- ・育児・発達相談 p.203



預ける・通う

- ・保育所、認定こども園、幼稚園 p.194
- ・病児・病後児保育 p.196
- ・学童保育 p.198

手当金など

- ・出産育児一時金 p.26
- ・出産手当金 p.27
- ・育児休業給付金 p.191
- ・児童扶養手当 p.200
- ・特別児童扶養手当 p.201



医療費助成

- ・未熟児養育医療 p.65
- ・自立支援医療 p.28、29、66
- ・小児慢性特定疾患医療費助成 p.67
- ・子ども医療費助成制度 p.70

障がいのある人の福祉マップ

手当、年金など

- ・ 特別障害者手当 p. 170
- ・ 障害児福祉手当 p. 170
- ・ 特別児童扶養手当 p. 170
- ・ 障害基礎年金 p. 170
- ・ 障害厚生年金 p. 170
- ・ 障害共済年金 p. 170
- ・ 心身障害者扶養共済制度 p. 170
- ・ 特別障害給付金 p. 170

医療

- ・ 更生医療 p. 28
- ・ 育成医療 p. 66
- ・ 自立支援医療（精神通院医療） p. 29
- ・ 特定医療（指定難病）受給者証 p. 34
- ・ 心身障害者医療費助成制度 p. 73

訓練、就労



- ・ 自立訓練 p. 150
- ・ ジョブコーチ支援事業 p. 176
- ・ 在宅就業障害者支援制度 p. 176
- ・ 就労移行支援事業 p. 177
- ・ 就労継続支援事業 p. 177
- ・ トライアル雇用 p. 176

住まい

- ・ グループホーム、施設入所支援
福祉ホーム p. 178

短期入所・一時支援

- ・ 短期入所（ショートステイ） p. 179
- ・ 日中一時支援 p. 179

生活援助 (家事、外出等)

- ・ 居宅介護、重度訪問介護、
行動援護、同行援護、移動支援 p. 180



高齢者の介護・福祉マップ

介護保険
要介護1～5の方

居宅サービス



施設サービス

地域密着型
サービス

介護保険要支援
1・2の方

介護予防の
サービス

- ・訪問介護 p. 107
- ・訪問入浴介護 p. 107
- ・訪問看護 p. 109
- ・訪問リハビリテーション p. 109
- ・通所介護（デイサービス） p. 110
- ・通所リハビリテーション（デイケア） p. 110
- ・短所入所（ショートステイ） p. 111
- ・居宅療養管理指導 p. 111
- ・福祉用具貸与 p. 112
- ・特定福祉用具販売 p. 113
- ・住宅改修費 p. 114



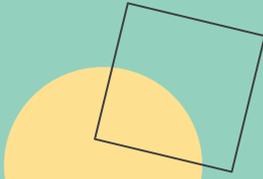
- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） p. 116
- ・介護老人保健施設 p. 118
- ・介護療養型医療施設 p. 119

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 p. 121
- ・夜間対応型訪問介護 p. 121
- ・認知症対応型通所介護 p. 122
- ・小規模多機能型居宅介護 p. 122
- ・認知症対応型共同生活介護 p. 123
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護 p. 123
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 p. 124
- ・地域密着型通所介護 p. 124



- ・認知症対応型通所介護 p. 122
- ・小規模多機能型通所介護 p. 122
- ・認知症対応型共同生活介護 p. 123

※介護保険要介護1～5の「居宅サービス」も対象です。



地域での高齢者 支援サービス



- ・ 地域支援事業 p. 137
- ・ 介護予防・生きがい活動支援 p. 138
- ・ 緊急通報体制整備事業 p. 138
- ・ サービス付き高齢者住宅 p. 139
- ・ 有料老人ホーム p. 139

医療を受ける ときのマップ



- 
- ・ 高額療養費制度 p. 19
 - ・ 限度額適用認定証 p. 22
 - ・ 傷病手当金 p. 24
 - ・ 特定医療（指定難病）受給者証 p. 34
 - ・ 被爆者の医療費 p. 41
 - ・ 在宅医療 p. 51
 - ・ 認知症 p. 59
 - ・ 精神科を受診するとき p. 233



生活困窮への 支援マップ



- 
- ・ 就学援助制度 p. 199
 - ・ 生活保護制度 p. 207
 - ・ 生活困窮者自立支援制度 p. 210
 - ・ 雇用保険による求職者給付 p. 213
 - ・ 職業訓練と教育訓練給付金 p. 215
 - ・ 高校生等への就学支援 p. 216
 - ・ 生活資金の貸し付け p. 218

「医療と福祉のてびき」
本文を一部ご紹介します

(介護予防) 訪問看護

医療機関や訪問看護ステーションの看護師などが居宅を訪問して主治医と連携をとりながら、健康状態の観察、入浴や排泄などの療養上の世話、または床ずれの手当、点滴の管理など診療の補助を行います。

サービス内容

1. 血圧や脈拍など健康状態のチェック
2. 食事や入浴、排泄の介助
3. 床ずれの予防や処置
4. 経管栄養のチューブや尿の管、在宅酸素療法に使う機器などの管理や医療処置
5. 機能訓練など（理学療法士などの派遣もあります）
6. 在宅での看取り（ターミナルケア）

利用料

かかった費用の1割～3割を負担します。
医療機関から行う訪問看護と訪問看護ステーションから行う訪問看護では費用が異なります。
また、サービスに要した時間、訪問の時間帯（早朝、夜間、深夜など）心身の状態などにより加算される費用が設定されています。

(介護予防) 訪問リハビリテーション

通院が困難な方に対し、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問して主治医と連携をとりながら、心身機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

サービス内容

1. 身体機能の維持、向上（筋肉や体のバランス改善、移動能力の維持、歩行の安定などを図るための運動呼吸機能の訓練）。
2. 心身の機能回復、日常生活動作訓練、身の回りのことや自助具の工夫、介護の工夫。
3. 言語や嚥下の訓練や指導。

利用料

かかった費用の1割～3割を負担します。
訪問リハビリテーションは基本単価があります。
また、退院、退所から起るリハビリを行った場合など加算

本文を補足する
コメントやコラムも充実しています！

コメント 介護職員などによる喀痰吸引などの実施のための制度について



2012年4月より、一定の研修を受けた介護職員などは、一定の条件の下にたんの吸引などの行為を実施できることとなり、2015年4月から介護福祉士も同様に実施できるようになりました。

実施可能な行為としては、喀痰吸引その他の身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われることとなっています。

具体的な行為については、口腔内や鼻腔内、気管カニューレ内部の喀痰吸引、経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）となっており、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認を医師または看護職員が行うこととなっています。